

県産材利用促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、県産木材利用促進事業の適正な実施のため、県産材利用促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(事業の募集)

第2条 知事は、当該事業の実施年度ごとに定める県産材利用促進事業募集要項により、募集するものとする。

(補助対象経費)

第3条 交付要綱第4条で定める別表の補助対象経費の内容は次のとおりとする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税、補助金交付決定日以前に発注・購入・契約等を行ったものに係る経費、事業実施期間内に業務が完了しない経費は、補助対象経費の対象としない。

項目	内容
賃金	現地見学会の開催に係る人件費とする。
需用費	消耗品費、広報費、印刷製本費、資料購入費等とする。
役務費	通信運搬費、保険料、認証申請の手数料等とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貸客兼用自動車、事業用機械器具等の使用料及び賃借料、損料とする。

(交付申請者)

第4条 交付要綱第5条で定める申請者は、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱第3条で定める企業グループの代表事業者とする。

(事業細則)

第5条 補助事業者は、現地見学会の参加者に次の事項を含めたアンケートを実施し、集計したものを実績報告書に添付すること。

- (1) 回答者の属性
- (2) 木造住宅に対するイメージ
- (3) 住宅への県産材利用について
- (4) 現地見学会への意見について

附 則

この要領は、令和4年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。